

中国残留邦人等への自立支援通訳派遣要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）に基づく中国帰国者等が、言葉や生活習慣等の相違から地域社会において様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、医療機関への受診や公共機関等のサービス利用に際して通訳を派遣することにより、地域において安心した生活を送れるよう支援することを目的とする。

(支援対象者)

第2条 この要綱の対象となる者は、法第2条第1項に規定する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則第10条に規定する親族等で、法第2条第3項に規定する目的により永住帰国した者（以下「対象者」という。）とする。

(派遣対象)

第3条 対象者に通訳を派遣する場合は、次の各号とする。

- (1) 対象者が医療機関等を利用する場合
- (2) 行政機関のサービス等を利用する場合であって、親族等による通訳が望めず通訳者の派遣が必要と認められる場合
- (3) 医療機関の受診等に関する基礎的な知識、通訳上の留意点等の研修・講座へ参加する場合
- (4) 上記各号以外の派遣については、対象者の状況及び必要性を勘案して派遣を決定する。

(通訳者の登録)

第4条 市長は、日本語はもとより中国語に堪能で、中国残留邦人等の置かれている歴史的背景を理解して業務を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守する者を決定し、登録通訳者(以下「通訳者」という。)として名簿に登録するものとする。

- (1) 対象者の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。
- (2) 業務を行うにあたって、市の担当者と緊密な連絡を保たなければならない。

2 名簿への登録期間は、登録日の属する年度末までとする。ただし、通訳者の意志により登録の延長を行うことができる。

3 市長は、通訳者が次の各号に該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 本要綱の趣旨に反した対応を行ったとき。
- (2) 本人が登録の抹消を希望したとき。
- (3) 第4条第2項に定める登録の意志表示がなかったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適格と認めたとき。

(通訳者への支援)

第5条 通訳者が、通訳能力向上のため、高齢化対策に関する研修会等に出席できるように支援する。

(派遣の申請)

第6条 対象者は、第3条の規定による範囲の理由により通訳派遣を希望するときは、自立支援通訳派遣申請書兼派遣通知書(様式第1号)により、概ね一週間前に市長に申請しなければならない。

(派遣の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し速やかに派遣の決定もしくは派遣をしない旨の決定を通知する。

(派遣の方法)

第8条 市長は、前条の規定による派遣の決定をしたときは、通訳者の中から日程及び地域性等を勘案し、派遣可能な者に対応を依頼する。

- 2 派遣を依頼された通訳者は、対象者に依頼内容の確認及び当日の打合せを行う。
- 3 派遣業務が終了したときは、通訳者はその旨を自立支援通訳派遣業務報告書(様式第2号)により市長に報告する。

(費用負担)

第9条 市長は、前条第3項の報告を受けたときは、内容確認のうえ別表に定める基準により謝金を支払うものとする。

- 2 第5条に規定する研修会等に出席した通訳者は、前条第3項の報告書を提出し、自立支援通訳派遣業務報告を受けた市長は、内容確認のうえ交通費を支払うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(別表)

通訳者への謝金

経費区分		金額
謝 金	2時間未満	3,250円
	4時間未満	6,500円
	4時間以上	9,360円
交 通 費		実費
注1 謝金の時間区分は、対象者と合流してから別れるまでの時間、又は研修等の開催時間による。		
注2 交通費は、合理的で効率的な経路の公共交通機関利用による。		